



就学援助制度のお知らせ

一宮市教育委員会

一宮市では、経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、お申し込みください。

<援助の対象となる方>

援助を受けることができるのは、一宮市に住所があり、一宮市立の小中学校に通学する児童生徒の保護者の方で、次のいずれかに該当する方です。

一宮市から転出する予定の方、一宮市立の小中学校に入学しない方は申請をしないでください。

1. 現在、生活保護を受けている方

就学援助を受給するには、申請書兼世帯票の提出が必要です。郵送か学校等を通して申請書兼世帯票を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。

2. 令和2年度または令和3年度において、次のいずれかにあてはまる方

対象となる方	申請に必要な証明書類
①世帯全員の市民税が非課税又は減免された方 * 単身赴任等で別に居住している児童生徒の保護者についても同一世帯とみなします	令和元年から引き続き一宮市に住所がある方は不要 <u>※令和2年1月2日以降に一宮市に転入した方は、令和2年1月1日現在住んでいた市町村で発行された非課税証明書等が必要。</u>
②児童扶養手当が支給されている方 * 特別児童扶養手当は対象になりません	「児童扶養手当証書」(写) ※申請中は対象になりません
③国民年金の掛金が免除された方 * 若年者納付猶予を除きます	「国民年金保険料免除申請承認通知書」(写) ※ただし、保護者全員分が必要
④固定資産税又は個人事業税が減免された方 * 減免理由が火災、地震等の災害によるもの	税額変更や減免がわかる通知書(写) (承認時に届いた書類)

3. 上記2に該当しない場合で、世帯全員の所得の合計額が教育委員会の定める基準額以下の方

(1) 認定基準所得金額のめやす

世帯人数	家族構成例	総所得
3人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)	235万円程度
4人	父(30代)、母(30代)、子(小学生)、子(幼児)	265万円程度

総所得額はあくまで申請にあたってのめやすとしてください。家族構成、年齢等により認定基準額が世帯ごとに異なります。

(2) 市民税・所得税の申告を必ず済ませてください。市民税等の申告をしていない場合は、所得の審査ができません。収入がない場合も申告が必要です。(ただし、税法上の扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。)

(3) 世帯全員とは、血縁であるにかかわらず、申請書兼世帯票提出時における住民票上の世帯構成員の方全員のことを指します。ただし、単身赴任等で別世帯等になっている児童生徒の保護者についても同一世帯とみなし、その方の所得も世帯所得に含むことになります。

(4) 給与所得の方(サラリーマン、パート等)の総所得は、支払金額(給与の支払総額)から給与所得控除額を引いた後の金額です。事業所得の方(自営業等)の総所得は、収入の総額から必要経費を差し引いた金額です。ひとり親世帯、障害者世帯は、世帯の総所得から特別控除が可能です。

【注】5月中までの申請では、令和2年度分(令和元年分の所得)が対象になります。

上記の非課税や所得基準以下に該当される方で、令和2年1月2日以降に一宮市に転入した方は、令和2年1月1日現在住んでいた市町村で発行された課税証明書等が必要になります。6月以降、課税証明の追加提出をお願いする場合があります。

裏面もあります。必ずお読みください。

4. その他、経済的理由により、特に援助が必要であると認められる方

生計を維持している方の世帯状況の変化（死亡等）や生活状況の急変等特別な事情（倒産、失業、病気、事故、失踪、火災等）により、就学にかかる費用の納付が困難な方。

※申請に際しては、学校または学校教育課にご相談ください。特別な事情を証明する書類の提出が必要になります。住宅ローン等の債務の返済については考慮できません。

<申請方法>

就学援助費受給申請書兼世帯票に必要事項を記入し、証明書類を添付して提出してください。

申請書兼世帯票は **1世帯で1部** をご提出ください。

- (1) 申請書配布・提出先・・・教育委員会 学校教育課またはお子さんが通学する学校
- (2) 申請受付期間 ……………**令和3年2月1日（月）～令和3年4月30日（金）**

注）上記期間中に申請し認定された方は4月1日から援助開始となります。上記期間を過ぎても随時申請は受け付けますが、認定となった場合には申請月の翌月から援助開始となります。

- (3) 申請に必要なもの
 - ①申請書兼世帯票
 - ②申請理由を証明する書類
 - ③**ひとり親家庭の場合は、ひとり親家庭とわかる書類（母子・父子家庭等医療費受給者証など）**
 - ④同一世帯に障害のある方がおられる場合は、障害者とわかる書類（障害者手帳や療育手帳など）

<認定結果>

提出された申請書兼世帯票により審査を行い結果については、申請者（保護者）あてに郵送します。

<援助の種類>

- 学校給食費 学用品費等 校外活動費 修学旅行費 新入学学用品費【注】
生徒会費 PTA会費 クラブ活動費 医療費

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが支給となります。

※学校給食費、医療費を除く就学援助費は、保護者の方の口座に教育委員会から振り込みます。

※学校給食費は、学校口座へ直接振り込むため、認定月の翌月から保護者の方の負担はありません。

※就学援助費の支給額等、詳しくは審査結果通知でお知らせします。

【注】新入学学用品費の申請期間と支払予定

申請期間	支払い予定	援助対象
令和3年2月1日～26日	令和3年3月下旬	令和3年度一宮市立の 小学新1年生
令和3年3月1日～4月30日	令和3年5月下旬	

<注意事項>

- ・就学援助は、学校の集金を免除するものではありません。月々の学校納入金は必ず支払ってください。
- ・就学援助は毎年度申請が必要です。続けて認定を受けたい場合は毎年度申請をしてください。
- ・認定後、家庭状況に変更が生じた場合（再婚等）や経済状況の好転等により認定要件がなくなった場合は、すみやかに学校教育課または学校へご連絡ください。連絡がない場合は、援助できなくなることもあり、返金していただくこともあります。
- ・年度途中で認定要件の調査を行います。調査結果により認定できなくなる場合があります。
- ・学年費、修学旅行の積み立て等口座引き落としについては、各学校独自の 방법으로集金しています。集金内容の確認などは、お子さんが通学する学校に問い合わせてください。

【特別支援教育就学奨励費について】

特別支援学級に就学又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助します。詳しくは学校教育課ウェブサイトをご覧ください。

【お問い合わせ】 一宮市教育委員会 学校教育課 電話85-7072